

青森県報

号外第二十一号

平成十七年
三月二十二日
(火曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示（事務局）：一
さくらますそ上親魚の保護の指示……………（同）…六

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十七年三月二十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新田常雄

一 操業の制限

1 次に掲げる海域においては、動力漁船を使用して行う底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（以下「底はえなわ漁業」という。）の操業をしてはならない。
ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

制限海域

上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境に設置した標柱（基点第九号）から正東の線以南の青森県沖合海域。

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営もうとする者は、「平成十七年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とによってはさまれた太平洋の海域

2 承認期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (一) 平成十六年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者
(二) 委員会が特に認めた者

4 承認隻数

六隻以内とする。

5 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないこととする。

6 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

青森県下北郡尻屋崎灯台と北海道黒田郡恵山岬灯台を中心点とを結んだ直線以東及び青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境に設置した標柱（基点第九号）から正東の線以北の青森県東部海区管内の海域。ただし、下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径十海里以遠の海域及び下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線以南の海域における共同漁業権漁場を除く。

2 次に掲げる海域においては、動力漁船を使用して行うめぬけ・きちじの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

三 操業者の遵守事項**1 漁具の制限**

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

2 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。

3 船体の表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。

4 承認証の携帯

操業にあたつては、承認証を携帯しなければならない。

5 承認証の書換交付

承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに申請し書換交付を受けること。

6 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

四 指示の有効期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

平成十七年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領**一 申請書の提出**

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。

と。

2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出する

こと。

二 承認等の通知

委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、申請者に手交する。

四 標識の様式

船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

五 承認証の書換え

承認証書換え交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

第1号様式

平成17年度底はえなわ漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

私達は、平成17年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領に基づき
下記のとおり申請します。

承認番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	根拠地港(陸揚港)	前年度承認番号	申請者	備考	
操業区域							住所	氏名 印	漁協
操業期間									
根拠地港									
船名									
漁船登録番号									
船舶総トン数								トン	
推進機関の種類及び馬力数									馬力
平成 年 月 日									

第2号様式

底はえなわ漁業操業承認証

住 所
氏名又は名称

青東海調認底はえなわ第 号

下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村
大字出戸と大字泊との境に設置した標柱（基点第9号）
から正東の線とによってはさまれた青森県沖合海域

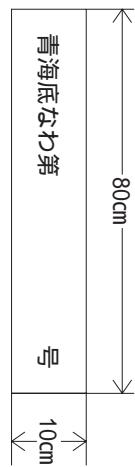
平成 年 月 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県東部海区漁業調整委員会長 団

第3号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第4号様式

底はえなわ漁業操業承認証書換え交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名
(印)

底はえなわ漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

底はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

亞威年目

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住所
氏名

底はえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1

青東海調認印はえなわ第 号
承 認 番 号 平成 年 月 日

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

平成17年度底はえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

甲子

青東海調認底はえなわ第
丸 A M

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、さくらますそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十七年三月二十一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新田常雄

一 操業の制限

1 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から十四度（磁針方位による。以下同じ。）千メートルの点

イ 点アから百四度五百メートルの点

ウ 点エから百四度五百メートルの点

エ 河口右岸から百九十四度千メートルの点

2 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りによりさくらますを採捕してはならない。

オ 河口左岸から十四度一百五十メートルの点

カ 点オから百四度二百五十メートルの点

キ 点クから百四度二百五十メートルの点

ク 河口右岸から百九十四度二百五十メートルの点

二 制限期間

平成十七年五月一日から同年九月三十日まで

(発行所
青森市長・発行人
島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二問屋町人
東奥印刷株式会社)
七七七号

定価小口一枚二付十五円一
錢 每週月・水・金曜日發行